

録音装置の設置について

令和5年3月29日

川崎市財政局では、業務の適正かつ円滑な執行の確保及び市民サービスの向上を目的として、応接内容を正確に記録するために市税事務所（分室）等に録音装置を設置し、来訪者との応接時等に使用する場合があります。

録音装置の設置場所については、次のとおりです。

市税事務所	設置場所	管理責任者
かわさき市税事務所	市民税課	市民税課長
	法人課税課	法人課税課長
	資産税課	資産税課長
	納税課	納税課長
みぞのくち市税事務所	市民税課	市民税課長
	資産税課	資産税課長
	納税課	納税課長
こすぎ市税分室	市民税担当	分室長
	資産税担当	資産税担当課長
	納税担当	納税担当課長
しんゆり市税事務所	市民税課	市民税課長
	資産税課	資産税課長
	納税課	納税課長
川崎区役所、大師支所、田島支所、幸区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所	市税証明発行コーナー	所管する市税事務所の市民税課窓口渉外担当課長

※録音装置の設置については、本市ホームページにも掲載しています。

川 崎 市